mintsアカウント 登録ガイド（支配人編）

この登録ガイドの対象となる支配人の範囲

法人の商業登記簿上に登記された支配人

＋

従業員

○ 法人の従業員については、補助者アカウントを取得することが可能です。

※ 補助者アカウントは、民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則に基づくアカウントではありません。

○ 支配人アカウントに紐づけられた補助者アカウントによる挙動は、すべて支配人アカウントの挙動として表示されます。

》 具体的な補助者アカウントの概要や登録方法はコチラ

あらかじめ準備すべきもの

メールアドレス

当該支配人の地位に紐づいたメールアドレス。メーリングリスト等は利用できません。

電話番号

サインインのための二段階認証用の電話番号。固定電話でも携帯電話でもかまいません。

本人確認資料

希望する本人確認の方法に応じて、次のとおりの本人確認資料が必要となる。

① 窓口で提示して行う場合

✓ 支配人本人がパスポート、マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付身分証のいずれかを持参してください。※住所の記載がない場合には、上記に加えて、住民票の写しも持参してください。

✓ 登記事項証明書等の支配人の資格証明ができる書類（発行日から３か月以内のもの）を持参してください。

② 郵送で行う場合

✓ 本人の印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの）、登録印を押印した届出書及び法人の登記事項証明書等の支配人の資格証明書を郵送してください。

（※「登録印を押印した届出書」の書式は、コチラ）

mintsアカウント 登録ガイド（支配人編）

登録手続

STEP 1 登録の届出

次のいずれかの方法により**メールアドレス**を提供し、アカウント登録を届け出てください。

☆ **最寄りの地裁・簡裁の窓口で届出**

» お近くの裁判所はコチラ

※事件が係属している地裁・簡裁に届け出ることも可能です。

☆ **裁判所ウェブサイト上のFormsを利用して届出**

» Formsはコチラ

STEP 2 必要事項の入力

裁判所（info@mints.courts.go.jp）からmintsアカウント登録のための**招待メール**が送信されます。

招待メールに記載されたURLから、mintsにアクセスし、**「サインイン」→「今すぐサインアップ」**とクリックしてください。

利用者登録画面で必要事項を入力してください。
（入力上の留意事項は次スライド参照）

STEP 3 本人確認手続

裁判所に来庁する場合

最寄りの地裁・簡裁（又は事件が係属する地裁・簡裁）に来庁して、本人確認資料及び資格証明書を提示してください。

裁判所に郵送する場合

① 支配人本人の印鑑登録証明書、登録印を押印した届出書及び法人の登記事項証明書等の資格証明書をPDF化して、mintsにサインインし、アカウント設定画面の所定欄にアップロードしてください。

② 最寄りの地裁・簡裁（又は事件が係属する地裁・簡裁）に上記各書面の原本を郵送してください。

STEP 4

本人確認資料の審査手続が完了すると、登録が完了し、その旨の**お知らせがメールにより通知**

STEP2の必要事項の入力の際は**「住所」欄**に**本人確認書類記載の住所**を入力してください（「住所」欄記載の住所が「入力者の情報呼出」の機能により訴状等に自動転記されますが、法人の本店所在地に手入力で修正することができます）。

上記に代えて、以下の手順により、法人の本店所在地が自動転記されるようにすることも可能です。

① STEP2の必要事項の入力の際、**「住所」欄に法人の本店所在地を入力**し、登録を完了

② サインインして「アカウント設定」画面で法人フラグをオンにし、**「法人等所在地」欄に本人確認書類記載の住所（自身の住所）を入力　※「法人等所在地」欄に入力した住所は訴状等に自動転記されず、相手方に知られません。**

mintsアカウント 登録ガイド（支配人編）

mintsアカウント入力上の留意事項

※ 詳しくは、利用者登録画面の左側の注意事項をご確認ください。

利用者登録画面

メールアドレスの確認が必要です。[確認コードを送信]ボタンをクリックしてください。

メールアドレス

メールアドレス

確認コードを送信

新しいパスワード

新しいパスワード

パスワードの確認

パスワードの確認

氏（全て全角：漢字、ひらがな、カタカナ、スペース、英数字、記号）

氏（全て全角：漢字、ひらがな、カタカナ、スペース、英数字、記号）

名（全て全角：漢字、ひらがな、カタカナ、スペース、英数字、記号）

名（全て全角：漢字、ひらがな、カタカナ、スペース、英数字、記号）

氏（カナ）（全て全角：カタカナ、スペース、英数字、記号）

氏（カナ）（全て全角：カタカナ、スペース、英数字、記号）

名（カナ）（全て全角：カタカナ、スペース、英数字、記号）

名（カナ）（全て全角：カタカナ、スペース、英数字、記号）

生年月日（例：1980-01-31）

生年月日（例：1980-01-31）

住所（例：東京都千代田区隼町４－２）※弁護士、弁理士、司法書士の方は、必ず事務所住所を登録し、末尾に「（送達場所）」と入力してください。

住所（例：東京都千代田区隼町４－２）※弁護士、弁理士、司法書士の方は、必ず事務所住所を登

電話番号（例：0332648111）

電話番号（例：0332648111）

Create　キャンセル

※ 氏名・支配人の生年月日・住所は、登録後、自身で変更することができないため、誤りがないか必ずご確認ください。誤った内容で登録してしまった場合は、本人確認手続をする裁判所にその旨をお知らせください。

メールアドレス

招待メールの送付を受けたメールアドレスを入力し、「確認コードを送信」ボタンをクリックしてください。
その後、そのメールアドレスに通知された確認コードを入力してください。

パスワード

１０文字以上６４文字以下で、英大文字、英小文字、数字及び記号をすべて使用して作成してください（半角英数字）。

氏名

氏欄には法人の名称と支配人の肩書を、名欄には支配人の名前を記載してください。
例）氏「●●株式会社支配人」名「××△△」

生年月日

支配人の生年年月日を記載してください。

住所

支配人の住所を記載してください（すべて全角）。
※法人の本店所在地を記載する場合の手順はコチラ
末尾に「（送達場所）」と入力してください。

電話番号

連絡をとることができる電話番号を記載してください（半角数字）。

mintsアカウント 登録ガイド（支配人編）

従業員が取得可能な補助者アカウントの概要

支配人アカウントにおける補助者アカウント

支配人アカウントにおいては、
最大５名の従業員に補助者アカウントを取得させ、これを利用させることができます。

Ａ株式会社
支配人　甲野太郎

従業員Ａ　従業員Ｂ　従業員Ｃ　従業員Ｄ　従業員Ｅ

※ 補助者アカウントの登録・利用については、利用規約に定めがありますので、ご参照ください（６条５項）。

補助者アカウントでできること

補助者アカウントは、紐づいた親アカウントの名義で、次のmints上の操作を行うことができます。

事件情報の確認	補助者アカウントにより、親アカウントがアクセスできるmints上の電磁的訴訟記録を確認することができます。
納付情報の確認	補助者アカウントにより、親アカウントがアクセスできるmints上の事件の手数料納付のために必要な納付情報を確認することができます。
新規申立て	補助者アカウントにより、親アカウントの名義で、新規申立てができます。 ※補助者アカウントが自らのために新規申立てをすることはできません。
ファイルのアップロード	補助者アカウントにより、親アカウントの名義で、ファイルアップロードができます。
ファイルの閲覧、ダウンロード	補助者アカウントにより、mints上のファイルの閲覧等を行うと、親アカウント自身が閲覧等をしたものとしてシステム上記録されることになります。

mintsアカウント 登録ガイド（支配人編）

支配人アカウントを作成した後、又は、支配人アカウントの作成と同時に、補助者アカウントの登録申請を行うことができます。

補助者アカウントの登録に当たりあらかじめ準備すべきもの　※補助者の本人確認資料は不要です。

メールアドレス	補助者のメールアドレスを用意してください。メーリングリスト等は利用できません。
電話番号	サインインのための二段階認証用の電話番号を用意してください。固定電話でも携帯電話でもかまいません。

登録手続

STEP 1　登録の届出

当該支配人アカウントのための補助者アカウントの取得を希望する場合、以下の方法により、補助者アカウントの登録を届け出てください。

☆ **最寄りの地裁・簡裁の窓口で届出**

» お近くの裁判所はコチラ
※事件が係属している地裁・簡裁に届け出ることも可能です。

案内された方法により、
補助者アカウント用のメールアドレスを届け出ます。

STEP 2　必要事項の入力

裁判所（info@mints.courts.go.jp）からmintsアカウント登録のための**招待メールが**送信されます。

従業員が、招待メールに記載されたURLから、mintsにアクセスし、
「**サインイン**」→「**今すぐサインアップ**」とクリックしてください。

従業員が、**利用者登録画面**で必要事項を入力してください。
（入力上の留意事項は次スライド参照）

STEP 3　登録完了

補助者アカウントの氏名入力ルール等の審査手続が完了すると、登録が完了し、その旨の**お知らせがメールにより通知されます。**

氏名入力ルールに沿っていない場合

登録が完了しませんので、
変更登録申請フォームより、氏名変更手続をしてください（裁判所から個別の連絡は行いません）。

mintsアカウント 登録ガイド（支配人編）

補助者アカウント入力上の留意事項

※ 氏名・生年月日・住所は、登録後、自身で変更することができないため、誤りがないか必ずご確認ください。誤った内容で登録してしまった場合は、裁判所ウェブサイト上の「補助者ユーザ用の変更登録申請フォーム」から、変更したい旨を届け出てください。

メールアドレス

招待メールの送付を受けたメールアドレスを入力し、「確認コードを送信」ボタンをクリックしてください。
その後、そのメールアドレスに通知された確認コードを入力してください。

パスワード

１０文字以上６４文字以下で、英大文字、英小文字、数字及び記号をすべて使用して作成してください（半角英数字）。

氏名

※ この入力ルールが守られないとアカウント登録が完了しませんので、ご注意ください。

氏「補助者●●××」、名「▲▲株式会社支配人〇〇××」と、氏欄には補助者の肩書を付して当該補助者の名前を、名欄には支配人アカウントの支配人名を入力してください。

生年月日

補助者の生年月日を記載してください。

住所

法人の所在地を入力してください。

電話番号

二段階認証で利用する電話番号を記載してください（半角数字）。

mintsアカウント 登録ガイド（支配人編）

親アカウントにおける補助者アカウントの設定

補助者アカウントの登録完了

親アカウント側で
補助者アカウントの紐づけ作業

親アカウントのアカウント設定画面を表示させ、右上の「編集」ボタンをクリックします。

補助者ID01～05欄のいずれかに、補助者アカウントのmints ID（１４桁の半角数字）を入力し、「更新」ボタンをクリックします。

補助者アカウントの紐づけ作業が完了します。

※ 更新作業の反映まで、時間を要することがあります。

アカウント設定画面